

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成26年7月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地 区 名	工事完了年月日
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	下萩原地区	平成26年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	安井東地区	平成26年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	上赤岡地区	平成26年2月28日
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	西ノ谷地区	平成26年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	池下地区	平成26年1月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	福田原地区	平成26年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	池之内地区	平成26年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	丸井北地区	平成26年3月14日
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	宮の本地区	平成26年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	谷上地区	平成26年2月28日
観音寺市大野原町花稻土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	東三嶋地区	平成26年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	野田地区	平成26年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	西三嶋地区	平成26年3月25日